

経 済 産 業 省

20260805保局第1号
令和8年8月5日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

令和8年熊本地震の発生を受けた注意喚起について（要請）

令和8年熊本地震により、熊本県内の商業施設において、大規模な爆発事故が発生しました。事故原因の詳細は調査中ですが、商業施設内におけるLPガスの爆発である可能性が高いと推定しています。

つきましては、以下の点につき都道府県協会等を通じて会員のLPガス販売事業者へ周知いただき、保安の確保に万全を期されるようお願いします。

記

1. LPガス供給設備等の点検の実施及び一般消費者等への注意喚起

第一種保安物件に対するLPガスの供給設備及び消費設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく技術基準への適合の確認等、健全性が確保されているかについての点検をお願いします。加えて、一般消費者等に対して、地震発生後におけるガス設備の安全確認方法、ガス臭気等によりガス漏れを感知した場合に取るべき緊急の措置及び緊急連絡先について、周知を徹底していただくようお願いします。

2. ガス漏えい発生時における保安措置の徹底

一般消費者等からのガス漏れ等の通報があった場合は、速やかに供給停止その他の必要な措置を講じていただくようお願いします。

3. 保安業務の実施体制等の再確認

1. の点検において確認された設備の破損、不具合その他異常の兆候に関する情報について、調査・点検の実施状況及びその結果を含め、販売事業者の業務主任者等へ適切に報告・共有される体制が確保されているか、改めて確認をお願いします。

あわせて、組織内及び保安機関との情報伝達や意思決定のプロセスを含め、設備の維持管理及び保安業務が適切に実施される体制となっているかについて点検をお願いします。

以 上